

# 加西市消防団あり方検討委員会

## 報告書

令和5年1月

加西市消防団あり方検討委員会

## はじめに

全国の消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからないという強い危機感から、消防庁は令和3年4月13日付けで全国各自治体に対し、消防団員の処遇改善に関する通知を送付しました。

これを受けて加西市では、平成31年1月に設置された「加西市消防団あり方検討委員会」に新たな委員を加え、令和4年5月11日に第1回委員会を開催し、これまで3回の協議を行ってまいりました。

この間、「消防団員の処遇改善」及び「消防団活動のあり方」について議論を重ね、この度以下のとおり取りまとめましたので報告いたします。

### 1. 消防団員の処遇改善について

消防庁が定める非常勤消防団員の報酬の種類は「年額報酬」と「出動報酬」の二種類となっており、この度、消防庁が各自治体に提示した二種類の標準額は、「基本団員」階級の者については年額報酬 36,500 円、出動報酬は1日当たり 8,000 円を標準としています。

当委員会では消防庁の標準額を参考に置きながら、加西市消防団員がより意欲を持って活動するには、報酬額はどうかの視点で議論を行いました。

その結果、同一階級の団員は同額支給される年額報酬は消防庁標準額を下回るもの、実動する団員を対象に支給される出動報酬は標準額を上回る方向で取りまとめました。

については、部長の年額報酬を現行の 24,500 円から 36,000 円に、班長の年額報酬を現行の 13,000 円から 32,500 円に、基本団員の年額報酬を現行の 11,000 円から 26,000 円に、それぞれ増額することが適当であると考えます。

また、出動報酬の額は、消火活動、水防活動を含む災害発生現場での処理・対応又は行方不明者等の搜索活動に従事した場合については、1時間未満の出動は 2,000 円、1時間以上4時間未満は 8,000 円、4時間以上8時間未満は 16,000 円、8時間以上は1時間につき 2,000 円を加算し、加西市消防団の訓練に従事した場合は、1回の出動当たり 2,000 円を、広報活動に従事した場合は1回の出動当たり 1,000 円を、それぞれ支給することが適当であると考えます。

なお、各活動の内容や出勤の定義等については別途定め、団員の不公平感が発生しないように随時見直しを図っていくことが必要であることも附記します。

## 2. 消防団活動のあり方について

加西市消防団は消防団員の意識調査をするため、今年の2～3月に全団員1,227人を対象にウェブでアンケートを実施し、568人から以下のような主な回答を得ました。

Q1：消防団活動を通じて不満に感じることは何ですか。

ポンプ操法・訓練礼式大会の負担が大きい 82%。

Q2：現場活動を通じて感じることは何ですか。

消火技術やポンプ操作の知識・技術が足りない 28%。

団員が集まらず現場活動ができていない 43%。

Q3：消防団員としてどんな訓練を受けたいと思いますか。

消火技術・資機材の取り扱い方法などの火災対応訓練 43%。

震災に備えての防災訓練 54%。

加西市消防団として、一部で団員及びその家族に大きな負担感を伴っており、そのことが団員の確保を困難としている要因ともなっている状況が見受けられることから、ポンプ操法・訓練礼式大会のあり方について、慎重に協議を行い、来年度から廃止するという結論に至ったとの報告が当委員会にありました。

一方でポンプ操法・訓練礼式大会に変わる研修や訓練を実施する必要があることから、部長・新入団員・機関員を対象にしたプログラムに水防訓練を加えるなど見直しを行うとともに、できるだけ団員が参加しやすい方法で活動案を計画するよう、消防団にお願いすることといたしました。

これからも消防団は地域の安全安心を守るための重要な機関の一つであることはまぎれもなく、特に地域防災の中核的な役割を担う存在であることは言うまでもありません。

消防団員は当然地域住民の一人であり、地域の安全を守るという特性を活かして、自主防災組織の一員に加わり情報を発信するなど、地域の方々に防災に関して興味や関心を持って貰い、一人でも多くの地域住民が防災訓練に参加するよう促すことも重要な役割と考えられます。

また、消防団の活動において、消防署や日赤奉仕団、婦人防火クラブ等と協力しながら、各種イベントの実施やお祭り・運動会などの地域行事の際に防災の要素を取り入れたパフォーマンスを実施することは、楽しみながら防災に関する理解が得られ、次世代を担う子供たちに地域への愛着や消防団への理解を根付かせる取り組みの例として、消防団の存在意義を高めるうえで効果的であると考えられます。

今後も、北播磨地域をリードする加西市消防団として、人と人との絆を深め、地域の活性化に繋がるような幅広い活動を展開されるよう切に願うものであります。

### 3. おわりに（未来の加西市の消防団について）

近年、全国各地で大規模な地震や風水害・土砂災害などの自然災害が多発しています。この状況を鑑み、地域防災の中核的な存在である消防団の活動にも変化が求められ、地域の安全安心を考えるうえで、その役割は更に重要となっています。

一方で、21世紀は人口減少社会と言われています。もちろん加西市も他人事ではありません。少ない人数で地域を維持していくために、一層の努力が必要となっています。今後、地域が持続的可能な発展をしていくためには、平時からの地域力向上にあわせて、自然災害のような地域の存続自体に大きな影響を与えるリスクに対して、発生する被害をなくし（被害抑止）、例え被害が出ても大きくさせない（被害軽減）といった対策を講じることが必要です。

災害多発時代かつ人口減少社会において、消防団の活動は、もはや消防団だけがすべき活動ではありません。消防団と地域の関係団体が協力することで、はじめて地域の消防・防災が実現します。

本検討委員会に先立つものとして、平成30年～令和元年度において「加西市消防団あり方検討委員会」（委員長：木村玲欧（兵庫県立大学教授））が開催され、そこでは今後の消防団のあり方の提言がなされました。これらをもとに、今回の検討委員会での議論を加え、今後も検討を続けていくべき課題として下記3点が挙げられます。

1) 消防団機能の強化のため、消防団員経験者、消防署の退職者、市の職員、地元企業の従業員などにより編成された機能別消防団や、市職員等を含む女性や大学生などで編成された機能別消防団の組織化について将来的に検討すべきです。

女性団員については、消防団活動の広報宣伝や火災予防等の啓発活動、子どもや女性向けの指導、高齢者世帯等への訪問活動などにも効果が期待されます。大学生から編成される機能別消防団については、消火活動は難しいかもしれませんが、負傷者への応急措置、外国人や旅行者などへの対応、また平時において児童・幼児が地域で楽しみながら防災の学習をするための企画立案や指導などに効果が期待されます。若者たちが、地域に根差した社会貢献活動に参加することにより、人間形成に役立つとともに加西市への郷土愛の醸成に繋がるものと考えます。またこれらの過程が、若手消防団員獲得の入り口になることも期待されます。さらに消防団員ではありませんが、少年・幼年消防クラブの一層の充実も求められます。

2) 入団の基準について、41市町中38市町が条例で定めており、退団年齢は9市町が条例で定めている状況です。加西市は、団員の入団年齢を条例で18歳以上と定めています。退団年齢は定めていません。定年制度の創設について、消防団員の確保力、消防団の組織力低下などとあわせながら、慎重に検討を続けていく必要があります。

3) 消防団員自らが地域住民の一人であるという認識のもと、先述したように消防署や日赤奉仕団、婦人防火クラブ等と協力しながら、お祭りなどの地域行事や運動会等において、防災の要素を取り入れたゲームや競技種目、模範演技などのパフォーマンスを実施することも効果があると考えます。

さらに将来的には、自治会・自主防災組織の役員等として加わり、地域住民の防災意識・防災力を高めるために、大人も子供も楽しめて参加しやすい防災イベント・防災訓練を企画して、次代を担う子供たちに地域への愛着を根付かせる取り組みを行う他、地区防災計画や個別避難計画の策定にも携わって貰いたいと考えます。

これらの課題を本報告書においても取り上げることで、将来の加西市の消防団の価値をより高めていき、地域において、世代や立場を超えた人と人とのつながりをつくり、地域の活性化にもつながるような活動へと発展していくことを切に願っています。

加西市消防団あり方検討委員会委員名簿

委員長	有識者	兵庫県立大学 教授	木村玲欧
副委員長	有識者	NPO法人ひょうご地域防災サポート隊	阿山耕三
委員	消防団員	団長経験者	
	消防団員	団長	
	消防団員	分団長	
	消防団員	団員	
	北はりま消防署員	加西消防署 署長	
	北はりま消防署員	加西消防署 署員	
	北はりま消防署員	加西消防署 署員	
	区長会	会長	
	商工会議所	会社 代表取締役	
	婦人防火クラブ連合会	会長	
	消防団員の妻		
	消防団員の妻		
消防団員の妻			

## 《検討経過》

第1回 加西市消防団あり方検討委員会 令和4年5月11日 19時～

- ・ 正副委員長選任
- ・ 消防団員の報酬及び手当の改定について
- ・ 団員対象のアンケート結果について

第2回 加西市消防団あり方検討委員会 令和4年9月30日 19時～

- ・ 消防団員の報酬及び手当の改定について
- ・ 団員対象のアンケート結果を受けた対応について

第3回 加西市消防団あり方検討委員会 令和4年11月10日 19時～

- ・ 消防団員の報酬及び手当の改定について
- ・ 今後の消防団の取組みについて

加西市消防団あり方検討委員会設置要綱

平成30年10月15日訓令第37号

加西市消防団あり方検討委員会設置要綱

(目的)

**第1条** 近年、過去に経験したことのない豪雨や台風の発生が危惧される一方、少子高齢化や世の中の就労構造の変化などの社会情勢の変化に伴って、地域防災に不可欠な消防団の役割が増大かつ多様化しつつある現状に鑑み、消防団について、今後の組織又はそれを構成する団員並びにそれに関わる行政のあり方について包括的に検討するため加西市消防団あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

**第2条** 委員会は次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じ答申するものとする。

- (1) 消防団員報酬及び処遇に関すること。
- (2) 資機材及び装備に関すること。
- (3) 消防団の組織に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 消防団員
- (2) 北はりま消防署員
- (3) 加西市区長会が推薦する者
- (4) 加西商工会議所の推薦する者
- (5) 婦人防火クラブ連合会が推薦する者
- (6) 有識者
- (7) その他市長が指名する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の事務を処理するため、事務局を総務部危機管理課に置く。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成30年11月1日から施行する。